



2026 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 売れるネット広告社グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 植木原宗平
(コード番号: 9235 東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 後藤祐弥
(TEL 092-834-5520)

大規模な第三者割当に係る株主意思確認手続きの取扱い及び今後の対応に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 26 日開催予定の第 17 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、第 4 号議案「大規模な第三者割当に係る株主意思確認の件」（以下「本議案」といいます。）を付議する予定としております。

本議案については、当社が今後の事業拡大に必要な成長投資資金の確保及び財務基盤の強化を図るとともに、今後の経営環境及び資金需要の変化に応じた機動的な資金調達を可能とするため、第三者割当による募集株式又は新株予約権その他の募集株式等の発行による資金調達を検討するに際し、当該資金調達を実施する場合、その発行規模によっては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第 432 条に定める希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、同規程に基づく株主意思確認手続きとして実施することを想定しておりましたが、東京証券取引所に対する事前相談を適切に行っていない状況において、本定時株主総会の議案として付議する手続きを進めており、その後、同取引所との確認を進めた結果、同規程に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されました。

これを受け、当社は、今後、具体的な資金調達の内容及び条件が確定した段階で、それによる希薄化率が 25%以上となる場合には、経営者から一定程度独立した第三者委員会等による当該資金調達の必要性及び相当性に関する意見の取得又は当該割当に係る株主総会決議による株主の意思確認手続きの実施等の、必要な手続き及び適時開示を改めて実施する方針とし、本議案については、当社による今後の大規模な第三者割当による資金調達の方針について、株主の皆様のご意向を確認するための勧告的決議として取り扱うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本議案の経緯及び事前対応の不備について

当社は、今後の事業拡大に必要な成長投資資金の確保及び財務基盤の強化を目的として、第三者割当による新株式及び新株予約権等の発行による資金調達を検討しております。

当該資金調達については、その発行規模によっては希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、既存株主の皆様への影響を踏まえ、本定時株主総会において、あらかじめ株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断し、本議案を付議することといたしました。

しかしながら、有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きは、基本的に第三者割当の具体的な内容及び発行条件等が確定した段階で実施することを前提としているところ、本議案については、具体的な発行株式数、発行価額、割当予定先その他の発行条件等が確定していない段階で今後の資金調達について包括的に株主の意思を確認する内容となっております。

当社は、今後の資金調達に伴う希薄化の可能性について、あらかじめ株主の皆様のご意向を確認することが適切であると考えておりましたが、具体的な発行条件等が未確定の段階での包括的な意思確認について、同規

程に基づく手続きとしての適格性に関する検討が十分ではありませんでした。

また、東京証券取引所に対する事前相談を適切に行っていない状況において、本定時株主総会の議案として付議する手続きを進めておりました。

その後、東京証券取引所との確認を進めた結果、本議案については、有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されました。

当社といたしましては、上場会社として求められる事前確認及び手続き上の対応が十分ではなかったことを真摯に受け止めております。

2. 本定時株主総会における本議案の取扱いについて

本議案については、当初想定していた有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしてではなく、当社による今後の大規模な第三者割当による資金調達の方針について、株主の皆様のご意向を確認するための勧告的決議として取り扱うことといたしました。

なお、本議案が承認された場合であっても、当該承認は、有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認手続きとしての効力を有するものではなく、また、当社による具体的な第三者割当による新株式及び新株予約権等の発行を決議するものでも、当社取締役会に対してこれを包括的に委任することを承認するものでもありません。

したがって、当社は、本議案の承認のみをもって大規模な第三者割当を実施することではなく、実際に資金調達を実施する場合には、別途、関係法令及び東京証券取引所の諸規則に基づき、必要な手続きを適切に実施してまいります。

3. 今後の対応について

当社は、引き続き、成長投資資金の確保及び財務基盤の強化に向けた資金調達の検討を進めてまいります。

今後、第三者割当による新株式及び新株予約権等の発行を実施する場合には、具体的な発行条件、割当予定先、発行規模、資金使途及び既存株主への影響等について十分に検討したうえで、必要な社内決裁及び取締役会決議を行う予定です。

また、当該資金調達が有価証券上場規程第 432 条に定める大規模な第三者割当に該当する場合には、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の取得又は当該割当に係る株主総会決議による株主の意思確認手続きの実施等、関係法令及び東京証券取引所の諸規則に基づく必要な手続きを行う方針としております。

なお、具体的な資金調達の内容及び条件については、現時点において確定しておりません。今後、内容が確定し、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに適時開示を行うとともに、関係法令及び東京証券取引所の諸規則に基づく必要な手続きを実施してまいります。

4. 再発防止に向けた対応について

当社は、今回の事案について、東京証券取引所への事前相談を適切に行っていない状況において、確認が十分に完了していない段階で株主総会議案の付議手続きを進めたことについて、社内の確認体制及び手続き管理に改善すべき点があったものと認識しております。

具体的には、株主総会議案の策定段階における関係規程の適用要件の確認、東京証券取引所への事前相談の要否及び実施状況の確認並びに議案の適切性に関する社内の確認手続きが十分ではなかった点について、改善が必要であると考えております。

今後は、同様の事態の再発を防止するため、株主総会議案及び適時開示事項に係る関係法令・上場規程の確認手順の明確化、東京証券取引所への事前相談を要する事項の管理体制の整備並びに社内関係部門及び外部専門家との確認体制の強化等を検討してまいります。

なお、具体的な再発防止策については、今回の事案に至った経緯及び原因の検証を踏まえて策定し、策定次第、別途開示する予定です。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

5. 今後の見通しについて

本件による当社の連結業績への直接的な影響はありません。

なお、今後検討する資金調達の実施及びその条件等については現時点で未定であり、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上